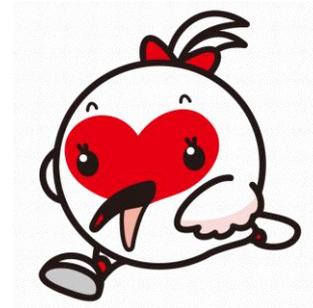


『休日の部活動の段階的な地域移行について』



新潟県教育庁保健体育課

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要



部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- ✓ 一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- 休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保
（育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
- 保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援
- 拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開

II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるI C T活用の推進
- 主に地方大会の在り方の整理（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

休日の部活動の地域移行後の、中学生の運動機会確保の方策

活動の種類（運営主体）		活動の目的	予想されるメリット・デメリット
民間のクラブチーム （アルビ、JSSなど）	◇選手コース ◇トップチーム	競技力向上	【メリット】 プロ指導者による専門的指導の下での競技力向上 【デメリット】 ・経済的負担大 ・時間的負担大 ・地域間格差大
	◇普及クラス	運動機会の確保	
地域のクラブチーム （スポ少、市町村協会、NPO、町道場など）		競技力向上 ＞運動機会確保	【メリット】 地域での活動のため移動等の負担が比較的委少ない 【デメリット】 ニーズに応える活動がない可能性
県協会主催の活動	◇国体強化 ◇年代別強化	競技力向上	【メリット】 学校部活動から独立した強化活動が可能 【デメリット】 移動手段の確保が困難
	◇普及	人材発掘 ＞競技力向上	【メリット】 中体連競技（種目）以外の普及が可能 【デメリット】 移動手段の確保が困難
地域運動部活動 市町村教育委員会を中心に、運営主体（総合型地域SC、スポ少、市町村協会等）と連携した制度設計。兼職兼業による教員の指導可。		運動機会確保 ＞競技力向上	本年度実施の、国事業のモデル地域において検証

運動部活動の地域移行の方針（案）

「生徒の多様なニーズに応じた活動機会の保障と、
教員の働き方改革の推進の両立」

- ・ 地域移行後の活動の実施率 \geq 現在の運動部活動加入率（68%）
- ・ 指導を希望しない教員が指導しなくてよく、一方で指導を希望する教員のやりがい失われることのない環境づくり



地域運動部活動の目的（案）

「運動したい生徒すべてが参加可能な、
競技力向上のみを目的としない運動機会の確保」

- ・ 運動したい生徒すべてが活動できる場の提供（敷居を下げた活動）
- ・ アウトドア活動やシーズンスポーツ、種目を限定しない活動、世代間交流を行う活動、運動部活動を行っていない生徒の掘り起こしなども可能



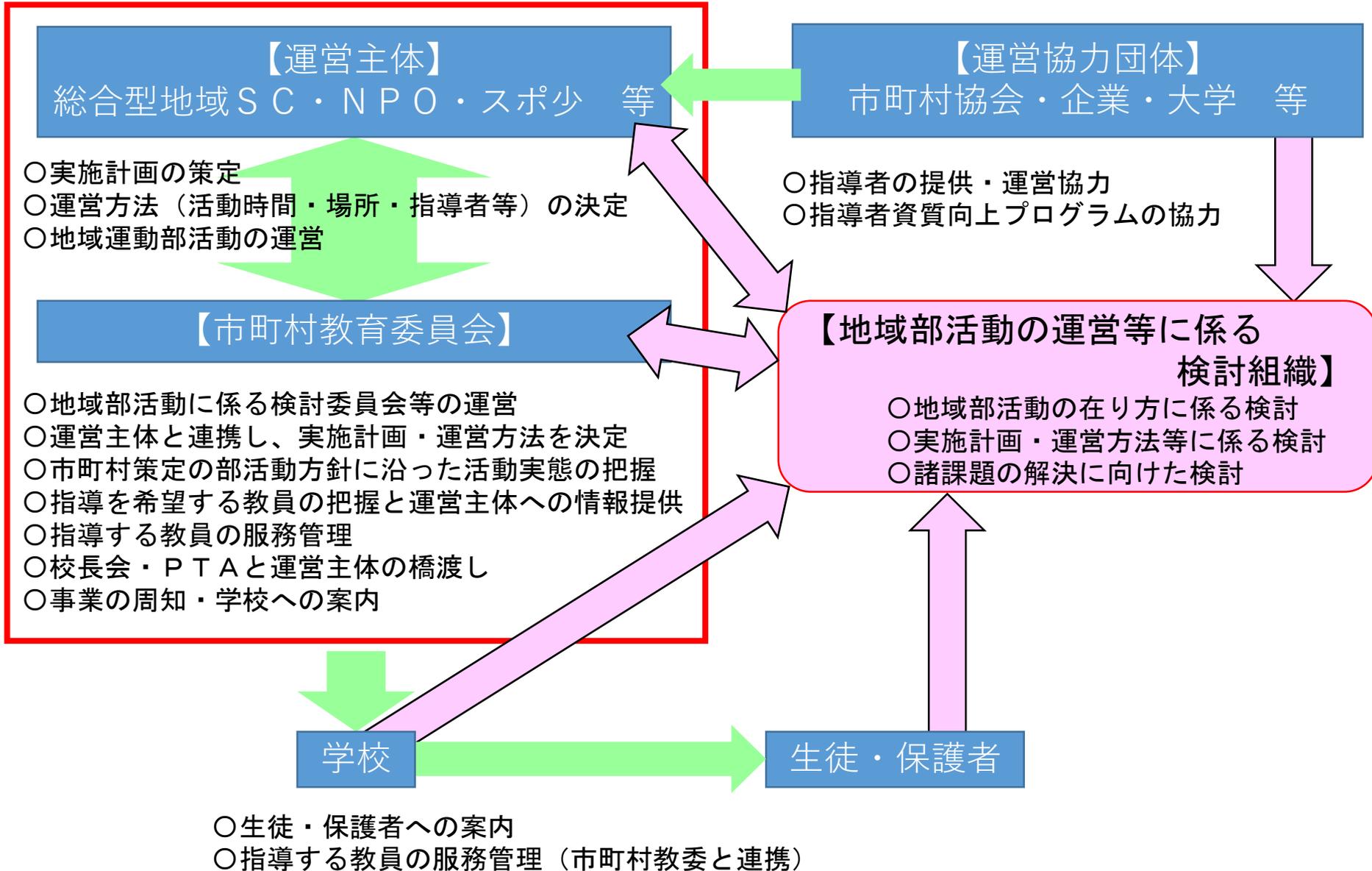
競技協会等が主催する活動の目的
「競技力向上（強化）・競技人口拡大（普及）」

令和3年度 地域運動部活動推進事業

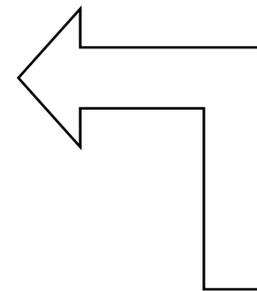
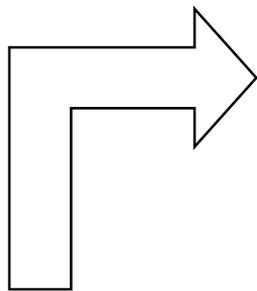
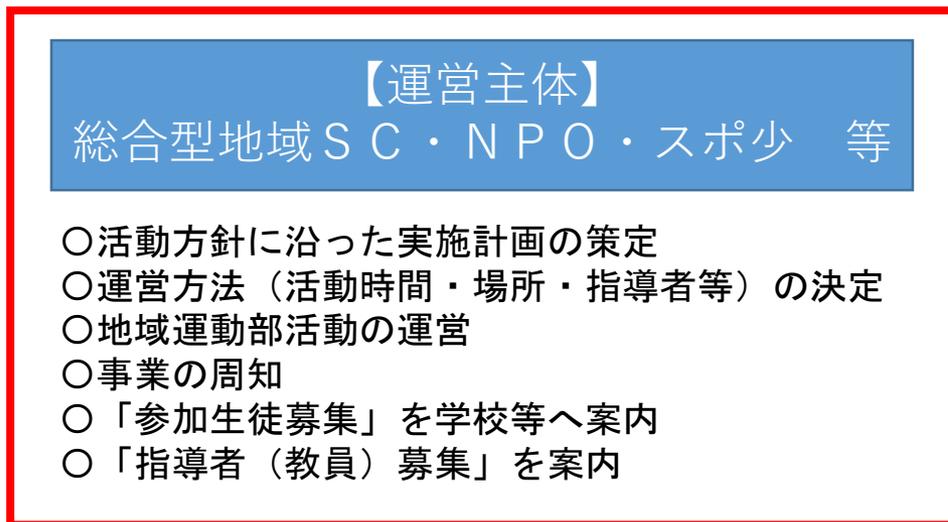
○モデル地域と事業の概要（計画段階）

モデル地域	運営主体	実施種目	回数／年
村上市	総合型地域スポーツクラブ NPO法人 希楽々	バスケットボール ソフトテニス 軟式野球	平日45回 休日45回 平日45回 休日45回 平日45回 休日24回
胎内市	総合型地域スポーツクラブ NPO法人 スポーツクラブたいない	軟式野球 ソフトテニス 卓球 剣道 柔道	休日24回 休日24回 休日24回 休日24回 休日24回
妙高市	総合型地域スポーツクラブ NPO法人 スポーツクラブあらい	軟式野球 バレーボール（女子） 体操競技 剣道 ソフトテニス	休日20回 休日20回 休日20回 休日20回 休日20回
長岡市	長岡市 バスケットボール協会 サッカー協会 柔道連合会 野球協議会	バスケットボール サッカー 柔道 軟式野球	休日7回 休日12回 休日7回 休日5回

【地域運動部活動】 ロールシェアモデル①（制度設計～移行期）

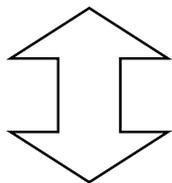


【地域運動部活動】 ロールシェアモデル②（完全移行後）



【市町村教育委員会】

- 指導する教員のサービス管理



学校

- 指導する教員のサービス管理
（市町村教委と連携）



生徒・保護者

【運営協力団体】
市町村協会
企業・大学 等

- 指導者の提供・運営協力
- 指導者資質向上の協力

【地域運動部活動】 制度設計に係る課題

- 運営主体の確保
- 指導者等の人材確保と資質向上のシステム構築
- 地域部活動の指導者となる教員の服務、謝金等
- 中体連大会の在り方、参加資格等の整理
- 学校部活動(平日の活動)との連携、接続
- 保護者、地域の理解と連携
- 受益者負担の考え方の整理。財源の確保
- 参加生徒の移動手段の確保等
- 学校単位で地域移行を進める動きとの調整
- 部活動に頼らない生徒指導体制の構築

兼職兼業の取扱いについて（文部科学省 令和3年2月17日）

休日の地域部活動に従事することを希望する教師については、学校以外の主体である地域団体の業務に従事することになるため、サービスを監督する教育委員会の兼職兼業の許可が必要となり、許可を得た場合には、地域団体の業務に従事することが可能

【根拠法令】教育公務員特例法第17条

教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（県費負担教職員については市町村の教育委員会）において認める場合には、給与を受け、又は受けないうで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

◆取扱いについて《文部科学省からの回答》

運営主体が民間企業の場合は、「営利企業への従事」となり、本法令ではなく、地方公務員法に依ることになる。

運営主体が非営利団体（NPO、総合型地域SCなど）の場合で、教育委員会が運営の方針決定等に関わるような場合は、教育に関する他の事業に該当すると考えられるので、兼職兼業の対象となる。

個別の案件については各教育委員会で判断していただきたい。

兼職兼業の許可の判断を行う際に留意すべき事項（抜粋）

時間外労働と休日労働の合計時間が単月100時間未満、複数月平均80時間以内と
ならないことが見込まれる場合には、兼職兼業の許可を出さないことが適当

→教育委員会が地域団体や学校、教師本人とよく連携して対応することが
求められる。

形式的に運営主体である地域団体が学校とは別に存在したとしても、その活動
に係る教師の業務が実質的に引き続き校長等の指揮監督下にあると判断される
ような場合は、当該活動は学校部活動と一体的な活動として学校の業務の一部
であるとみなされ、兼職兼業の対象ではなく、学校の本来業務の一部と整理さ
れるべき

兼職兼業を希望しない教師について（抜粋）

教師が、地域部活動として地域団体の業務に従事することを希望しないにもか
かわらず、当該教師にその業務に従事させることは決してあってはならない
（中略）例えば、学校の管理職や周囲の教師、保護者等による黙示的な圧力によ
り無理に兼職兼業を希望させるようなことは、本人が希望しているとはみな
されないことから（中略）本人の意思等をよく確認することが望ましい。

市町村の準備状況について（令和3年9月現在）

1 準備会議等の実施状況

本年度中に実施 （予定含む）	実施予定なし
26	3

2 令和4年度の地域運動部活動（試行含む）実施予定

実施する（のべ競技数）
10（35）

※実施予定市町村

長岡市、柏崎市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、
胎内市、聖籠町、湯沢町、刈羽村

_____新規

関係者等への情報の周知

① 市町村担当者

4月28日 市町村スポーツ担当者会議（オンライン）

9月1日 市町村教委担当者連絡協議会（オンライン）

② 総合型地域スポーツクラブ

8月25日 県総合型地域スポーツクラブ研修会（オンライン）

③ スポーツ関係団体

8月4日 第1回新潟県地域スポーツクラブ団体連絡会議

10月11日 第2回新潟県地域スポーツクラブ団体連絡会議

11月13日 各競技団体GM会議（予定）

④ 教員

各市町村教委に情報提供を依頼（令和3年10月28日付け教保第524号）

⑤ 保護者

11月27日 県小中学校PTA連合会理事会

12月1日 県教育委員会広報誌「かけはし」に掲載

2月 県小中学校PTA連合会広報誌に掲載

⑥ 地域

11月 県内4市町（阿賀野市、十日町市、津南町、上越市）で開催の、地域ミーティングで説明